

帯広市第1回国民保護協議会 議事録

会議概要

会議名	第1回帯広市国民保護協議会
開催日時	平成18年9月20日
開催場所	帯広市役所 10階 第6会議室
出席者等	会長 帯広市長 委員 (24名 3名欠席)
会議議題	(1) 帯広市国民保護協議会運営について (2) 国民保護の概要について (3) 帯広市国民保護計画策定に関する諮問について (4) 帯広市国民保護計画の作成方針について (5) その他

会議記録

発言者等	発言内容等
司会者 (総務部長)	<p>皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございました。ただいまより、会議に先立ちまして、砂川市長から帯広市国民保護協議会委員の委嘱を行わせていただきたいと思います。</p> <p>私は、協議会の議事に入るまでの進捗をさせていただきます帯広市総務部長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お名前を呼ばさせていただきますので、その場にご起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、代理出席いただいている方につきましても、ご起立いただき代理で委嘱状の受領をいただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広開発建設部 部長 <small>かとう しろう</small> 加藤 史郎 様 (代理) ・十勝西部森林管理署 署長 <small>おか よしひと</small> 岡 義人 様 ・北海道運輸局 帯広運輸支局 支局長 <small>なるせ りゅういち</small> 成瀬 隆一 様 ・帯広測候所 所長 <small>たかしま たけみ</small> 高嶋 武美 様 ・帯広郵便局 局長 <small>もりやま よしみつ</small> 守山 悦満 様 ・陸上自衛隊第5旅団 第5特科隊 隊長 <small>もりあい もと</small> 森合 基 様(代理) ・十勝支庁 支庁長 <small>ささき さとし</small> 佐々木 里士 様(代理) ・帯広土木現業所 所長 <small>こんの ひろし</small> 紺野 寛 様(代理) ・十勝保健福祉事務所 所長 <small>ひろた ようこ</small> 廣田 洋子 様 ・帯広警察署 署長 <small>ふじい てつお</small> 藤井 哲夫 様(代理)

司会者
(総務部長)

- ・北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広ブロック管理 管理長 よねやま かずゆき 米山 和幸 様
- ・北海道電力(株) 帯広支店 支店長 のむら かつひろ 野村 勝広 様
- ・帯広ガス(株) 取締役社長 ないき やすのり 内木 泰永 様
- ・社団法人帯広市医師会 会長 よしだ ゆきお 吉田 征夫 様 (代理)
- ・(株)NTT東日本一北海道帯広支店長 あだち ひであき 安達 秀昭 様(代理)
- ・帯広市消防団 団長 すぎた としゆき 杉田 俊幸 様
- ・まの じゅんぞう 眞野 順三 様
- ・すいとう つねひこ 水藤 恒彦 様
- ・ほりもと かずのり 堀本 和則 様
- ・すぎの ともみ 杉野 智美 様
- ・帯広市 どうみ ひでのり 道見 英徳 助役
- ・帯広市 かわい まさひろ 河合 正廣 助役
- ・帯広市消防本部 つかだ きよし 塚田 潔 消防長
- ・帯広市公営企業 とおやま しんいち 遠山 真一 管理者

欠席者

- ・北海道農政事務所 地域第6課 課長 蛭田 徹 様
- ・東京航空局 帯広空港主張所 所長 伊藤 幸雄 様
- ・帯広市教育委員会 教育長 安達 伸 様

【開 会】

ただ今から「第1回帯広市国民保護協議会」を開催したいと思います。
はじめに、国民保護法第40条第2項により帯広市国民保護協議会の会長となつております砂川市長からご挨拶申し上げます。

【開会挨拶】

会長
(市長)

会長帯広市長の砂川でございます。本日は誠ににお忙しい中、「帯広市国民保護協議会」にご出席いただきまして心から御礼を申し上げます。また、日頃から皆様方には、防災対策や危機対策の推進に当たりまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く感謝を申し上げます次第でございます。

今日の国際社会におきましては冷戦終結後10年以上が経過し、世界規模の戦争が発生する蓋然性は低くなってきておりますが、その一方で新たな脅威として、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散、或いは国際テロ組織の存在が指摘されております。

<p>会長 (市長)</p>	<p>5年前の9・11米国同時多発テロの発生等により、安全保障に対する国民の関心が高まってきておりまして、このような中で我が国に対する武力攻撃という国家的な緊急事態に対処することを目的とした「事態対処法」が平成15年の6月に、更に「国民保護法」が平成16年9月に施行されたところでございます。</p> <p>国民保護計画につきましては、昨年3月、国からいわゆる「基本指針」が示されると同時に「都道府県国民保護モデル計画」というものが示され、北海道はこれに基づき、今年の1月に北海道国民保護計画を作成し公表いたしました。これを受け、この北海道の計画に基づいて大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合の住民の避難や救援、武力攻撃による災害への対応など、国民保護措置に関する重要事項を協議会でご審議いただくとともに、関係機関との協議を行い、今年度中に市としての計画を作成する予定でございます。限られた時間での検討となると思いますが、皆様方のご協力をいただき、帯広市の特性を踏まえた計画を作成してまいりたいと考えております。委員の皆様方のご忌憚のないご意見、心からお願いを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【議事】</p>
<p>司会者 (総務部長)</p>	<p>それでは、今後の議事進行につきましては、協議会会長であります砂川市長にお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔帯広市国民保護協議会の運営について（資料1-1～1-4）〕</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>議事に入ります前に、帯広市国民保護協議会条例第3条に基づき、会長の職務代理人として、帯広市助役の河合正廣委員を指名いたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。はじめに議事(1)「帯広市国民保護協議会の運営について」、このことについて事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明をさせていただきます、帯広市 総務部 庶務課長の原でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事の(1)「帯広市国民保護協議会の運営について」、お手元の資料1-1から資料1-4でご説明いたします。まず、4ページの資料1-1に国民保護法の抜粋がございますが、帯広市国民保護協議会につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、通称、国民保護法と言っていますが、この法律の第39条第1項に基づき、市の附属機関として設置しています。(地方自治法第138条の4第3項)「協議会の組織」は、法第40条第1項に基づき、会長及び委員で組織され、会長につきましては、同条第2項により市長がその職務に就くことになっており、委員につきましては、同条第4項第1号から第8号に掲げる者のうちから市長が任命することになっております。以上のことから帯広市では、本日付で、指定地方行政機関など国の機関から8名北海道から4名、指定公共機関から2名、指定地方公共機関から2名、各種団体から2名、一般公募が4名、帯広市関係者が5名の計27名を任命させていただきました。</p> <p>更に、「協議会の組織・運営」につきましては、一番下のアンダーラインにあり</p>

事務局	<p>ますように、市町村の条例で定めることとされており、5ページの資料1-2のとおり、帯広市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた「帯広市国民保護協議会条例」を本年6月29日付けで公布、施行しております。</p> <p>条例は、第1条の目的から第7条の雑則によって構成しています。この中で、「会長の職務代理」については、第3条で規定していますが、「委員の代理」、「会議の記録」などについては、定めていないことから、これら運営に必要となる事項について、条例第7条に基づき、協議会にお諮りして定めたいと考えております。その内容は、6ページの資料1-3「帯広市国民保護協議会運営規程(案)」にありますように第1条の「趣旨」から始まりまして「招集」、「委員の代理者」、「記録」、「委員の異動報告」、「庶務」から成っておりますので、ご審議いただきたいと思っております。次に、7ページの資料1-4「協議会の会議及び会議録等資料の公開について」、ご説明します。帯広市における附属機関等の会議につきましては、四角囲みのとおり、「付属機関等の効率的運営及び活性化に関する基本方針」により原則公開するよう務めることとしておりますことから本協議会の会議及び資料の公開につきましては、資料1-4「帯広市国民保護協議会の公開について」(案)を定め原則公開としたいと考えておりますので、ご審議いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、議事(1)の説明を終わります。</p>
会長 (市長)	<p>ただ今の「帯広市国民保護協議会の運営について」に関わる説明につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見・質問等なし)</p> <p>何もないようでしたら、お諮りいたします。議事(1)「帯広市国民保護協議会の運営について」資料1-3、資料1-4、のとおり決定して宜しいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、このように決定させていただきたいと思っておりますので、宜しく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">〔国民保護法の概要について(資料2-1~2-4)〕</p> <p>続きまして議事の2番目でございます。「国民保護法の概要について」につきまして、これまでの経過も含めまして、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>それでは、議事の(2)「国民保護の概要について」、お手元の資料2-1から資料2-4でご説明します。まず、8ページの資料2-1「国民保護のしくみ」でございますが、一番上にあります武力攻撃事態対処法と、中程にある国民保護法の二つの法律を中心に記載されております。</p> <p>平成15年6月に成立しました武力攻撃事態対処法では、我が国が外国から攻撃を受けた時の対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続的規程としての対処基本方針の策定、武力攻撃事態等対策本部の設置のほか、今後整備すべ</p>

事務局	<p>き事態対処法制について定められております。この法律の中で、国民保護法制について、内閣に官房長官を本部長とする国民保護法制整備本部を置くということを規定し、更に、1年以内に国民保護法を整備するという付帯決議が付いております。</p> <p>これに従いまして一昨年6月に国民保護法が成立いたしまして、9月17日に施行されたという経緯でございます。国民保護法の目的は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、「住民の避難」に関する措置、「避難住民等の救援」に関する措置、「武力攻撃災害への対処等」の措置について定めることにより、国全体としての万全の態勢を整備することになっております。上から、全体的な流れをご説明しますと、まず武力攻撃が発生しますと、政府が対処基本方針を決定し、内閣総理大臣を本部長とする「武力攻撃事態等対策本部」を設置し、対処基本方針で定められる対処措置の重要事項として、上の右側にあります自衛隊や米軍の行動による侵害排除措置と、下にあります国民保護措置を行うこととなります。「侵害排除措置」も「国民保護措置」も対処基本方針の基に行われることとなりますが、国民保護計画の対象はあくまでも、避難でありますとか、避難住民の救援、更に、被害の最小化などの措置を通じ、国民の生命、身体及び財産の保護を行うことにあります。</p> <p>次に9ページの資料2-2をご覧ください。武力攻撃事態とはどのようなものかと言いますと、昨年3月に国が示した基本指針では、「武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大、小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、4つの類型を想定」しています。資料にありますように、着上陸侵攻、これは、航空機や船舶により地上部隊が上陸する侵攻のことです。その他、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・コマンドウーを掲げております。さらに資料の下方、緊急対処事態につきましては、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいうと定義されております。更に、基本指針では、緊急対処事態として「武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊等における対処と類似の事態」を想定し、具体的には資料にありますように、「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態」、「多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態」、「多数の人を殺傷する特性を有する物質などによる攻撃が行われる事態」、「破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態」の4類型を掲げています。上の二つは、攻撃の対象となる施設で、下の二つは攻撃手段により分けられております。緊急対処事態につきましては、攻撃を受けた当初の段階において、明確な外部からの武力攻撃として認知される場合のみならず、攻撃の主体が不明確な場合も想定されるところであり、武力攻撃に準じたテロが発生した場合は、甚大な被害が生じるおそれがあり、国全体としての対応が必要となってくるところであります。このような事態においては、国民保護の観点から、武力攻撃事態等と同様の対応が必要であり、「緊急対処事態であることの認定」がなされることを法として規定しております。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>次に、10ページの資料2-3をご覧くださいと思います。国民の保護に関する措置の仕組みにつきましては、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、各機関は自ら定める国民保護計画又は国民保護業務計画により、国民保護措置を実施することになっております。この資料では、国民保護措置のうち「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」に対する国、都道府県、市町村の役割分担を記載しております。一つの例として、避難の場合、武力攻撃事態が発生し、又は、発生する恐れがある場合、警報を発令して住民を避難させるということになりますが、具体的には、国は対策本部として警報を発令し、避難措置を指示することになり、この時、国の役割として、どこの地域の住民をどこの地域へ避難させるかを示します。それを受けた都道府県は、警報を市町村に通知するとともに、都道府県ではさらに避難の指示をするということで、避難経路、交通手段などを市町村に示すことになります。市町村ではそれを受けて、実際に住民に対して警報を伝達し、さらに住民を誘導することになります。これは、消防機関を指揮したり、場合によっては警察、自衛隊に要請して行う場合もあります。資料の下の方に指定公共機関、指定地方公共機関の欄がございますが、これらにつきましても、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する責務を有しているところでございます。いずれにいたしましても、国民保護措置の実施に当たりましては、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携協力して、的確かつ迅速に実施しなければならないことになっております。</p> <p>次に、11ページの資料2-4をご覧ください。国民の保護に関する基本指針及び計画であります。国民保護法では、国民の保護に関する基本指針を国が定めることになっており、昨年3月に示されたところでございます。資料の中では4点ほど示されていますが、国が示す基本指針が都道府県及び市町村が作る国民保護計画、指定公共機関などが作る業務計画の作成基準となることなどが示されています。更に、消防庁からは昨年3月に都道府県モデル計画が、本年1月には、市町村モデル計画が示され、これを受け、北海道が本年5月に北海道版市町村国民保護モデル計画を示しております。下段の左の市町村国民保護計画を見ていただきますと、法律で定められている手続きがありまして、一点目として国民保護協議会に諮問すること、二点目として北海道に対して協議を行うこと、三点目として計画ができた後ですが、議会に報告することとなっております。真ん中の都道府県国民保護計画でございますが、平成17年度中に作成することとなっております。北海道は、今年の1月に北海道国民保護計画を作成しております。左側の指定行政機関につきましては、省庁ごとに平成17年度に計画を作成しており、右側の指定公共機関につきましては計画作成後、内閣総理大臣に報告することになっております。指定地方公共機関につきましても知事に報告するという内容でございます。</p> <p>以上で、資料2-1から資料2-4までの説明を終わります。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>「国民保護法」の概要につきまして説明させていただきましたが、このことについて、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p align="center">〔帯広市国民保護計画策定に関する諮問について (資料3)〕</p>
	<p>それでは議事を進めさせていただきます。議事の(3)、「帯広市国民保護計画策定に関する諮問について」、これにつきまして事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>12ページの資料3をご覧ください。市町村の国民保護計画策定に関しましては、国民保護法第39条第3項により、「国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、市町村長は、国民保護協議会に諮問しなければならない」旨を規定されていますことから、本日、帯広市長から当協議会に対し諮問がありましたので、まずはご報告させていただきます。以上でございます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>「帯広市国民保護計画策定に関する諮問について」今、説明させましたが、この事につきましてご質問ございますでしょうか。</p>
	<p align="center">(質問なし)</p>
	<p>この諮問に基づいて以後、色々ご議論いただくことになるわけでございます。</p>
	<p align="center">〔帯広市国民保護計画の作成方針について (資料4-1~4-5)〕</p>
	<p>続きまして議事(4)「帯広市国民保護計画の作成方針について」でございます。はじめに資料4-1「帯広市国民保護計画の作成方針(案)」について、事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3ページの資料4-1に基づきまして、ご説明いたします。国民保護計画作成の基本的考え方につきましては、資料のとおり4つの柱を立てて計画を作成していきたいと考えております。</p>
	<p>1つ目でございますが、市町村長は、国民保護法第35条第1項の規定によりまして、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、計画を作成することとされています。北海道版市町村国民保護モデル計画は、消防庁が示したモデル計画を基に、北海道国民保護計画との整合が図られ作成されておりますことから、基本的には、この北海道版モデル計画をベースに帯広市の計画を作成することとしております。</p>
	<p>2つ目でございますが、帯広市の地理的、社会的特性を考慮したものとすることにつきましては、前段で説明いたしました北海道版のモデル計画は、道内の全ての市町村に共通する汎用的なものでありますことから、このモデル計画をベースにしつつ、帯広の地域特性を十分検証し、実効性のある計画を作成することとしたいと考えております。</p>
	<p>3つ目でございますが、国民保護法における対応は、既存の防災計画と十分整合性を図り、防災備蓄の兼用、防災行政無線などの防災用インフラの活用、災害ボランティアの活用など、防災における既存のシステムと連携していくこととしております。</p>
	<p>4つ目でございますが、パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の意</p>

事務局	見を聴取していくこととしております。この4つの基本的な考え方のもと、帯広市の国民保護計画を作成することとしております。
会長 (市長)	「計画作成の基本的な考え方(案)」につきまして、説明させていただきました。これにつきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
(質問なし)	
続いて資料4－2「帯広市国民保護計画における国民保護措置に関する基本方針(検討案)」について、引き続き事務局から説明させます。	
事務局	<p>14ページの資料4－2、「帯広市国民保護計画における国民保護措置に関する基本方針(検討案)」について、ご説明いたします。まず、この「基本方針」とは、帯広市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たりまして、特に留意すべき事項でございます。基本的には、北海道版市町村国民保護モデル計画をベースに作成しております。が、いずれも大変重要な事項であると考えております。</p> <p>まず1項目に挙げさせていただきましたのは、「基本的人権の尊重」でございます。武力攻撃事態等におきましても、日本国憲法の保障する基本的人権が尊重されなければならないことは、当然のことであり、ここでは、そうしたことを確認的に規定させていただきました。</p> <p>2項目は「国民の権利利益の迅速な救済」であります。帯広市といたしましては、国民保護措置の実施に伴う損失の補償、あるいは、国民保護措置に関する不服の申し立て、その他国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努めることとしており、この点を、明示させていただきました。このほか「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重」、「国民に対する情報提供」、「高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施」、「国民保護措置に従事する者等の安全の確保」、「関係機関相互の連携協力の確保」、「国民の協力」、などいずれも、欠かすことのできないものばかりでありまして、帯広市といたしましては、国民保護措置の実施にあたって、これらの基本方針に反することのないよう十分に留意したいと考えております。</p>
会長 (市長)	「帯広市国民保護計画における国民保護措置に関する基本方針(検討案)」につきまして、説明させていただきました。これにつきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
(質問)	
委員	基本方針の順番が国の出したモデル計画と違うようですが何か意味があつてのことでしょうか。
事務局	北海道の計画との整合性を重視し、北海道の計画に順番を合わせています。順番の前後に優劣があるとは考えていません。
委員	「生命の安全」という言葉が入っていないのはなぜか。

事務局	<p>「生命の安全」は国民保護の本来の目的ではあるが、法の根幹的な部分であるので、計画策定の基本方針には馴染まないと考え、入れておりません。</p>
会長 (市長)	<p>続きまして、資料4-3「帯広市国民保護計画の構成（検討案）」について、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>15ページの資料4-3の「帯広市国民保護計画の構成（検討案）」をご説明させていただきます。現段階といたしましては、本編を第1編から第5編としております。これは、北海道から示されている北海道市町村国民保護モデル計画と同じ構成となっております。各編をご説明いたします。</p> <p>第1編の「総論」では、計画作成の趣旨や基本的人権の尊重など特に留意すべき基本的な方針などについて、記述することとしております。</p> <p>第2編の「平素からの備えや予防」では、市などにおける組織・体制の整備や関係機関との連携体制整備の在り方、国民保護に関する啓発など平素から取り組むべき事項について、記述したいと考えております。</p> <p>第3編の「武力攻撃事態等への対処」では、初動連絡体制の確立や対策本部の設置、警報及び避難の指示、救援、生活関連等施設の安全確保などの武力攻撃災害への対処について、記述しようと考えております。</p> <p>第4編の「復旧等」では、応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等について、記述しようと考えております。</p> <p>第5編の「緊急対処事態への対処」では、緊急対処事態であるゲリラや特殊部隊による攻撃等武力攻撃事態等と類似な事態が想定されるため、武力攻撃等への対処に準じた対処及び準ずることが出来ない事項などについて、記述してまいりたいと考えております。</p> <p>資料編では、関係機関の連絡先の一覧表などについて整理する構成となっております。以上でございます。</p>
会長 (市長)	<p>「帯広市国民保護計画の構成（検討案）」について説明を行いました。今の説明について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
	<p>続きまして資料4-4「計画の体系（案）」につきまして、引き続き事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>16ページの資料4-4「計画の体系（案）」についてご説明いたします。この図は、帯広市国民保護計画を策定するに当たり、他の計画との関係を示したものです。帯広市国民保護計画は、法第35条第1項の規定により、北海道国民保護計画に基づき作成すると共に、法第35条第3項によりまして、指定行政機関の計画や他市町村の計画との整合性を図ることが求められております。国民保護計画は、我が国が、外国からの武力攻撃などを受けた場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済への影響が最小となるように、平時からの備えや有事の際の行動等をあらかじめ定めるものであります。しかし、武力攻撃などの</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p>想定やそれに対する対応は多岐に渡りまして、それらを全て計画に網羅すると、計画自体が膨大な量になりますことから、国民保護計画では、基本的な対処方針を記載することとし、具体的な実施手順、実施方法につきましては、避難、救援などの分野別に別途定めるマニュアル等によることとしたいと考えております。これらのマニュアルにつきましては、国民保護計画の策定を受けて、一定の時期までに作成する予定でございます。なお、マニュアルは国民保護計画の一部をなすものではなく、独立したものであるという位置づけであります。その作成に当たりましては、関係機関の意見を十分伺うなどして、実効性のあるものとしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>「計画の体系(案)」について、説明いたしました。これにつきましてご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見・質問なし)</p> <p>次の資料4-5が、今後のスケジュールの案でございます。これにつきましても、引き続き事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>17ページの資料の4-5をご覧になっていただきたいと思っております。計画策定の全体スケジュールであります。本日、帯広市国民保護計画の策定について、諮問をさせていただくと共に、策定の考え方等についてご提示させていただいたところでございます。今後は、11月13日を目途に計画素案を作成し、協議会でご審議いただきますとともに、パブリックコメントを実施して市民や関係機関の意見を聴取していく予定でございます。年明けの1月12日の第3回協議会では、パブリックコメントをはじめ、関係機関等の意見を調整したものをご提示し、審議いただきたいと思っております。最終的には、2月5日に予定しております第4回の協議会で答申をいただき、帯広市の計画案として北海道に対して協議を行うこととしております。完成しました計画は、市議会への報告、関係機関への通知、更に、一般に公表し、計画内容の普及啓発を図っていくこととしております。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>資料4-5「今後のスケジュール(案)」についてでございますが、これについて、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見・質問なし)</p> <p>お諮りしたいと思います。議事(4)「帯広市国民保護計画の作成方針」についてでございます。資料4-1から4-5までの五つの内容につきましては、ただ今ご説明させていただきましたとおり決定して宜しいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ご異議がないものと認めまして、決定させていただきたいと思っております。今後、本日、ご審議、決定いただきました内容を基に、事務局において帯広市国民保護計画の素</p>

<p>会長 (市長)</p>	<p>案を作成させ、次回の協議会で、ご審議及びご意見をいただきたいと思ひます。 以上をもちまして本日の予定議事は全て終了いたしました。全体を通してご意見・ご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p></p>	<p style="text-align: center;">(意見・質問なし)</p> <p style="text-align: center;">【その他】</p>
<p>事務局</p>	<p>次にその他といたしまして、資料5「北海道国民保護計画」、資料6「北海道市町村国民保護モデル計画」について、事務局の方から説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>最後に、参考資料として皆様にお配りしています資料について、説明いたします。資料5の「北海道国民保護計画」は、今年の1月に北海道が作成し公表したものです。また、資料6の「北海道市町村国民保護モデル計画」は、北海道の計画と整合を図りながら今年の5月に道が作成したものです。今後の帯広市国民保護計画のベースとなるものでありますことから、ご参考にしていただきたいと思います。以上でございます。今後は資料を事前配布にさせていただきます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、参考資料の説明をさせていただきました。何かご質問がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p></p>	<p style="text-align: center;">(質問等なし)</p> <p style="text-align: center;">【閉 会】</p>
<p></p>	<p>以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p>
<p></p>	<p>本日は、お忙しい中、多数の方に議論に参加していただきまして誠にありがとうございました。今後のスケジュールにつきましては先ほど事務局からご説明申し上げましたとおり、11月までに素案をまとめ、それに沿ってご議論いただき、ご意見を取りまとめて市民へのパブリックコメントを実施した上で来年2月を目途に私どもとしての計画案をまとめ、道との協議に入り、年度内策定ということを目指してまいりたいと考えてでございます。協議会の開催回数は限られておりますので、また何かお気づきのことや手続等のことでご意見等ありましたら、遠慮なく私どもにお申し付けいただければ幸いと存じます。</p>
<p></p>	<p>本日は皆様方のご協力誠にありがとうございました。以上をもちまして「第1回北海道国民保護協議会」を閉会いたします。</p>